

諸外国における重要な統計の指定の状況（1）

	アメリカ	カナダ	イギリス	
統計制度	分散型	集中型	分散型	
関係法令	センサス法等	統計法	(現行) 1920 年センサス法 1938 年人口統計法等	(新法) 2007 年統計及び登録サービス法 (2008 年 4 月施行予定)
主要な統計作成機関・調整機関	(主要統計作成機関) センサス局 (Census Bureau) (商務省の一部局) (調整機関) 大統領府行政管理予算庁 (OMB)	カナダ統計局 (Statistics Canada) (産業省所管の独立の機関)	国家統計局 (Office of National Statistics: ONS) (大蔵省所管の独立の機関)	統計委員会 (The Statistics Board) (他の行政機関から独立し、直接議会に対し報告) (注)2008 年 4 月から、The Statistics Board は、UK Statistics Authority と名称変更される。)
重要な統計の指定の有無	×	×	○ 指定の基準： ・「国家統計のフレームワーク」(国家統計の目標・目的を記載) 及び「国家統計行為規範」(妥当性、清廉性、品質、利便性、秘密の保護等の国家統計の原則等を記載) に基づき、国家統計を指定 ・ONS の作成する統計はすべて国家統計と指定 ・各省大臣が所管の統計について国	○ 指定の基準： 「新行為規範」(現行の国家統計行為規範、欧州統計行為規範等に基づき定める。) 等に基づき統計委員会が指定

			家統計を指定	
			<p>指定の趣旨：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府の経済社会施策立案をサポートするため、正確、最新、包括的かつ重要な経済社会の実態を提供すること 	<p>指定の趣旨：</p> <p>同 左</p>
			<p>指定の効果：</p> <p>重要な統計とみなされるといった一般的効果以外特段の法的効果なし</p>	<p>指定の効果：</p> <p>特段の法的効果はないが、重要性が認められた結果、予算措置の実行可能性が見込まれる。</p>
指定に伴う報告義務の有無	— (注) センサス法により、人口、住宅、失業、製造業、工業等のセンサスについては、報告義務を課している。	— (注) 統計法により、人口センサス及び農業センサスについては報告義務を課している。	×	×
報告義務に反した場合の罰則	センサス法により、報告を怠った場合は 100 ドル以下の罰金、意図的に誤った報告をした場合は 500 ドル以下の罰金が課せられる。	統計法により、報告を怠った場合、500 カナダドル以下の罰金又は 3 ヶ月以下の自由刑、又はその両方が課せられる。	貿易統計法については、罰金の規定はあるが、現行の国家統計システム以前の法律であるため、実際には適用されていない。	同 左

諸外国における重要な統計の指定の状況（2）

	フランス	ドイツ	オーストラリア	ニュージーランド
統計制度	分散型	集中型	集中型	分散型
関係法令	1951年統計分野における法的義務、調整及び秘密に関する法律（1946年国立統計経済研究所を設立する命令）	連邦の目的のための統計に関する法律（連邦統計法）	1905年センサス・統計法 1975年オーストラリア統計局法	1975年統計法
主要な統計作成機関・調整機関	国立統計経済研究所（INSEE） (経済・財政・雇用省の一部局)	連邦統計局 (Federal Statistical Office)	オーストラリア統計局（ABS） (大蔵省の一部局)	ニュージーランド統計局 (Statistics New Zealand) (統計大臣をトップとする行政機関)
重要な統計の指定の有無	○ 指定の基準： ①国家統計情報委員会(CNIS：経済・財政・雇用大臣を委員長とし、政財界、労働界、地方等の代表からなる諮問機関)が、公共部門で実施される統計調査の有用性、調査の実施方法等の適合性を審査する。（第1段階：有用性意見・適合性意見） ②うち一部について、秘密保護の措置、報告負担が過度でないか等を審査し、報告義務を課す。（第2段階：報告の義務化）	×	×	○ 指定の基準： <ul style="list-style-type: none">・中央政府の意思決定に不可欠なもの・一般の関心が高いもの・国際比較性を提供し、国際的統計義務を満たすもの・偏りが無く高品質という一般の期待に応えるもの・データの長期的継続性を要求するもの を関係省庁で構成する委員会(Officials Committee)が指定(Tier 1と呼ばれる。)

	<p>指定の趣旨・効果 :</p> <p>①経済・財政・雇用大臣が定める統計調査の年次計画に含まれることにより、実施の法的根拠が与えられる。(第1段階)</p> <p>②調査の負担増に対する企業の不満、質問の量及び種類の増加に対する世帯の苦情に対応するため、報告義務を課す統計調査の指定を厳格にした。(第2段階)</p>			<p>指定の趣旨 :</p> <ul style="list-style-type: none"> 官庁統計システムの効率的管理、既存の統計の利用促進等の観点から重要な統計をアイデンティファイするため
				<p>指定の効果 :</p> <p>重要な統計とみなされるといった一般的効果以外特段の法的効果なし</p>
指定に伴う報告義務の有無	<p>① — (第1段階)</p> <p>② ○ (第2段階)</p>	<p>—</p> <p>(注) 連邦統計法により、報告が任意であることが明示されていない場合は、報告義務が課せられる（主に経済統計及び環境統計について報告義務あり。）報告義務を課す目的は、回答率を上げるため。</p>	<p>—</p> <p>(注) センサス・統計法により、人口・住宅センサスについては報告義務あり。</p>	<p>×</p> <p>(注) 統計法により、指定の有無にかかわらず統計調査一般に報告義務あり。</p>
報告義務に反した場合の罰則	1951年法により、報告を怠った場合、初回は150ユーロ以下の罰金、再犯の場合は各違反ごとに300～2250ユーロの罰金が課せられる。	連邦統計法により、報告を怠った場合、5000ユーロ以下の罰金が課せられる。	センサス・統計法により、報告を怠った場合、報告を怠っている期間1日につき110オーストラリアドル以下の罰金が課せられる。	統計法により、報告を怠った場合、500ニュージーランドドル（法人の場合は2,000ニュージーランドドル）以下の罰金が課せられる。

(参考) 諸外国において報告義務が課せられている統計調査

アメリカ	カナダ	イギリス	フランス	ドイツ	オーストラリア	ニュージーランド
・人口、住宅、失業、製造業、工業等のセンサス	・人口センサス ・農業センサス	・ビジネス調査	・センサス及び完全性の制御に関する調査 ・ウォリス・フトウーナ諸島における人口センサス ・地域社会のセンサス（付属書：1,000人の住民の生活共同体又は地域社会がリストされた大都市のリスト） ・人口動態統計速報 ・「生活及び安全の概要」という被害者に関する年次調査 ・家計に密接な経済状況の月次調査 ・通信及び情報技術に関する調査 ・消費者物価指数 ・購買力平価に関する欧州調査 ・電気通信サービスに関する調査 ・「賃貸及び荷重」に関する国家調査 ・第二次「超過債務及び金融排除」の調節 ・雇用調査 ・DOMにおける雇用調査	報告が任意であることが明示されていない場合は、報告義務が課せられる。	・人口・住宅センサス	統計調査一般

フランス (続き)					
<ul style="list-style-type: none"> ・海外出生者の職業状況に関する調査－雇用調査からの2008年臨時測定基準 ・地方自治体の職員及び地方における公共所有物に関する調査 ・人件費及び給与構造に関する調査 ・成人社会への参加に関する2008年調査 ・生産物、費用及び資産に関する調査 ・2006年企業間の財務関係調査 ・通信及び情報技術に関する年次調査 ・年次リース調査 ・企業のための産業価格及びサービス価格の観測調査 ・大量食料輸送活動に関する月次調査 ・商業における企業年次調査(2007年) ・サービスにおける企業年次調査(2007年) ・サービスにおけるネットワーク調査 ・産業における経済状況調査 ・産業投資調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・小売業、当該取引と自動車修理における経済状況調査 ・サービスにおける経済状況調査 ・職業的最終消費者のためのガス及び電気価格に関する調査 ・企業年次調査(2007年) ・産業におけるエネルギー消費に関する年次調査(2007年) ・環境保護投資に関する年次調査(2007年) ・部門調査： a)政府による実施 1部門の月次調査 2部門の年次調査 b)承認された専門機関による調査 1部門の月次調査 2部門の四半期調査 3部門の年次調査 ・「生活及び安全に関する調査」という被害者に関する調査の2008年の「重大な暴力」を調節すること ・保健障害調査 ・保健の補完的保証を提供する機関に関する統計調査 ・産業投資調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業における調査及び開発に寄与する方法に関する調査 ・第2級の生徒数、大規模学校における進学準備クラス、民間教育施設における高水準技術者部門 ・高等教育施設の生徒数 ・1997年における予科に進学した生徒の勉学フォローアップ ・学校教育への進学及び教育訓練における若者の活動生活調査 ・2007年に6年生に進学した生徒パネル ・人的資源の利用活動及び状況の調査(ACEMO) 一四半期調査 一支払いの配分及び団体協約におけるACEMOの補完調査(2007年) ・参加、利益シェア、貯蓄計画、支払い済み保有株式におけるACEMO調査 一交渉及び支払い説明におけるACEMOに関する調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・人的資源の動向における統計調査 ・児童及び青少年の文化的世界における調査 ・農業会計データネットワーク(RICA)及びRICAの技術経済調査 ・農業に関する年次調査 ・2007年農業構造調査 ・農地改革基本調査 ・テルティ・ルーカスの領域利用に関する調査 ・耕地に適した土地の生産に関する調査 ・野菜生産予測調査 ・果実生産予測調査 ・ワイン生産予測調査 ・3月1日における豚の群れ調査 ・孵化場の活動調査 ・アビコラストックの選択者及び販売業者に関する調査 ・空調及び卵のカセリーズセンターに近接する調査 ・鮭の養殖センサス ・企業の年次調査(2007年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業におけるエネルギー消費に関する年次調査(農業食料産業部門、製材計画部門)(2007年) ・環境保護への投資に関する年次調査(2007年) ・農業における中間消費価格観測(IPCI調査) ・牛乳の収集及び価格に関する月次調査 a)政府による実施 一週間誌 一毎月 一四半期 一年次 b)承認された専門機関又は代表団から利益を受ける公共所有施設による実施 一毎月 一四半期 一年2回 一年次 ・森林管理開発及び製材所部門における企業の年次調査(2007年) ・森林管理開発活動及び製材所部門における年次調査 ・森林の苗木の生産及び販売に関する年次調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者価格の月次陳述(グアドループ島、ガイアナ、マルティニーク島、レユニオン) ・生産方法の購買価格指数(会議) ・ホテル売買における頻繁な訪問の調査 ・完全な雰囲気のホテル売買における頻繁な訪問の調査 ・新居のマーケティング調査 ・建設費用指標及び新居の費用価格の設定 ・企業建設の年次調査(2007年) ・大都市における活動の月次調査(建設産業) ・住居の管理修繕作業における価格指標の設定に関する調査 ・建設土地価格に関する調査 ・企業の年次調査(2007年) ・商品の道路車両の利用に関する永続的調査 ・商品の航空輸送価格に関する四半期調査